

平成16年2月19日 厚生勞

働省全国課長会議 参考資料

## 都道府県・政令指定都市・中核市別 介護サービスの利用状況について

厚生労働省老健局

## この資料の趣旨

- 市町村における介護保険事業の運営やこれに対して都道府県等が行う支援等は、地域の実情や特性を十分に踏まえて行われることが重要。
  
- 特に、平成 18 年度からの第三期事業計画等の策定や介護給付の適正化、介護保険制度の見直し作業という直面する重要な課題に対応するためには、全国ベースでも、地域ごとにも、介護サービスの利用状況について適切に把握・分析していくことが求められる。
  
- 老健局においては、局内に作業グループを設け、これらの把握・分析を進めているが、この資料は、作業の一環として都道府県・政令指定都市・中核市別の介護サービスの利用状況について取りまとめたので、今般、お示しするものである。
  
- 各都道府県・政令指定都市・中核市におかれても、この資料を参考として、管下における介護サービスの利用状況についての把握・分析とともに、これらを踏まえた管下市区町村や事業者に対する支援・指導等の充実に努められたい。

## この資料の見方

### 1. 都道府県版について

#### ① 介護サービス全体費用、老人医療費等に係る都道府県別順位 (A)

各項の都道府県名の下に、以下の項目について、47都道府県中の順位（多額の順位。以下の「順位」において同じ。）を示したものである。

- i 1号被保険者1人当たりの介護費用（住宅改修、福祉用具購入、居宅介護支援費を含む）の順位
- ii 介護費用のうち、1人当たり居宅サービス・1人当たり施設サービス別の順位
- iii 老人医療受給対象者1人あたりの老人医療費の順位
- iv 1人あたり介護費用と1人あたり老人医療費を加えた額の順位

#### ② 都道府県別の介護費用と老人医療費との関係 (B)

各項の右上の四象限の図においては、全国平均を1とした場合の、1人あたり老人医療費の指数を横軸に、1人あたり介護費用の指数を縦軸にして当該都道府県を●印で示したものである。

#### ③ 都道府県別の居宅サービス費用と施設サービス費用との関係 (C)

各項の左上の四象限の図においては、全国平均を1とした場合の、1人あたり居宅サービス費用の指数を横軸に、1人あたり施設サービス費用の指数を縦軸にして当該都道府県を●印で示したものである。

#### ④ 都道府県別の各介護サービス費用について (D)

各項右下のレーダーチャートは、当該都道府県の1号被保険者1人あたりの施設の介護費用（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）の全国平均（=1）との乖離度及び47都道府県中の順位を示したものである。

また、同じく左下のレーダーチャートは、当該都道府県の1号被保険者1人あたりの居宅13種類のサービスごとの介護費用につき、時計回りに訪問系、通所系、短期入所系、居住系、福祉用具の順に、全国平均（=1）との乖離度及び47都道府県中の順位を示したものである。

算出方法は別紙のとおりである。

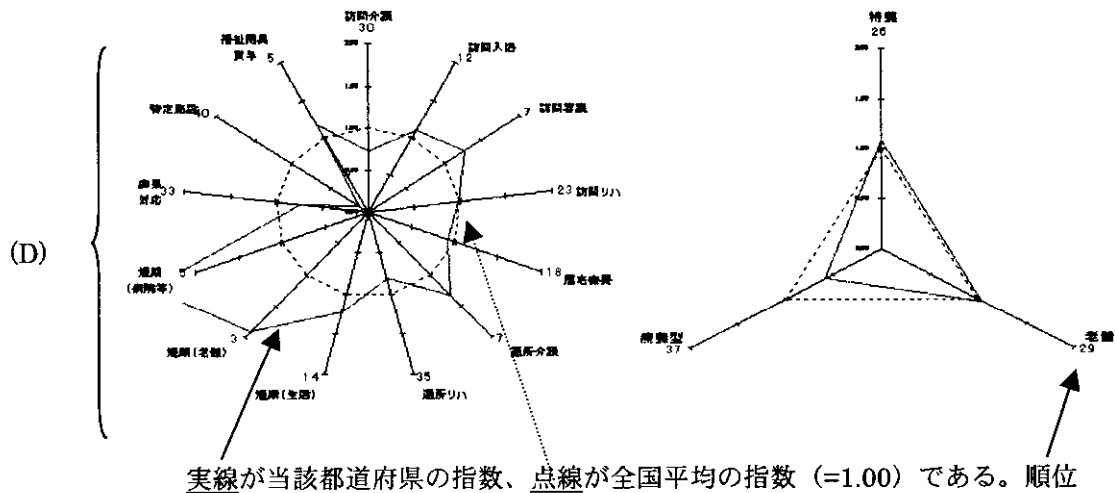
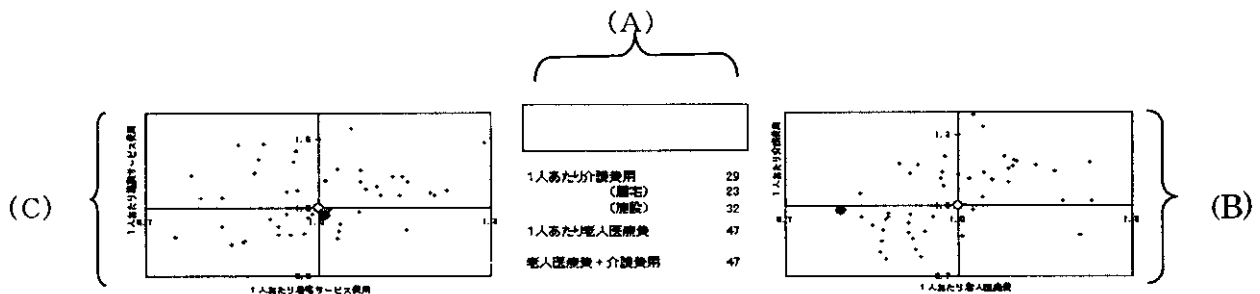
**指数の算定式** (基礎数値は、介護保険事業状況報告 (H15.6)、老人医療事業年報 (平成13年度) より)

$$1 \text{人あたり介護費用} = \frac{(\text{各都道府県}) \text{ 介護費用総額} / (\text{各都道府県}) \text{ 第1号被保険者数}}{(\text{全国}) \text{ 介護費用総額} / (\text{全国}) \text{ 第1号被保険者数}}$$

$$1 \text{人あたり老人医療費} = \frac{(\text{各都道府県}) \text{ 老人医療費総額} / (\text{各都道府県}) \text{ 老人医療受給対象者数}}{(\text{全国}) \text{ 老人医療費総額} / (\text{全国}) \text{ 老人医療受給対象者数}}$$

$$1 \text{人あたり居宅(施設)サービス費用} = \frac{(\text{各都道府県}) \text{ 居宅(施設)サービス費用額} / (\text{各都道府県}) \text{ 第1号被保険者数}}{(\text{全国}) \text{ 居宅(施設)サービス費用額} / (\text{全国}) \text{ 第1号被保険者数}}$$

$$\text{レーダー} = \frac{(\text{各都道府県}) \text{ 当該介護サービス費用額} / (\text{各都道府県}) \text{ 第1号被保険者数}}{(\text{全国}) \text{ 当該介護サービス費用額} / (\text{全国}) \text{ 第1号被保険者数}}$$



※以上により、作成される図表であるため、実線で囲まれた面積自体が費用総額を直接に示すものではない。

## 2. 政令指定都市・中核市版について

政令指定都市・中核市版においては、1で示した都道府県の介護費用に含まれている政令指定都市・中核市の介護費用について、別に抜き出して集計・作成したものである。

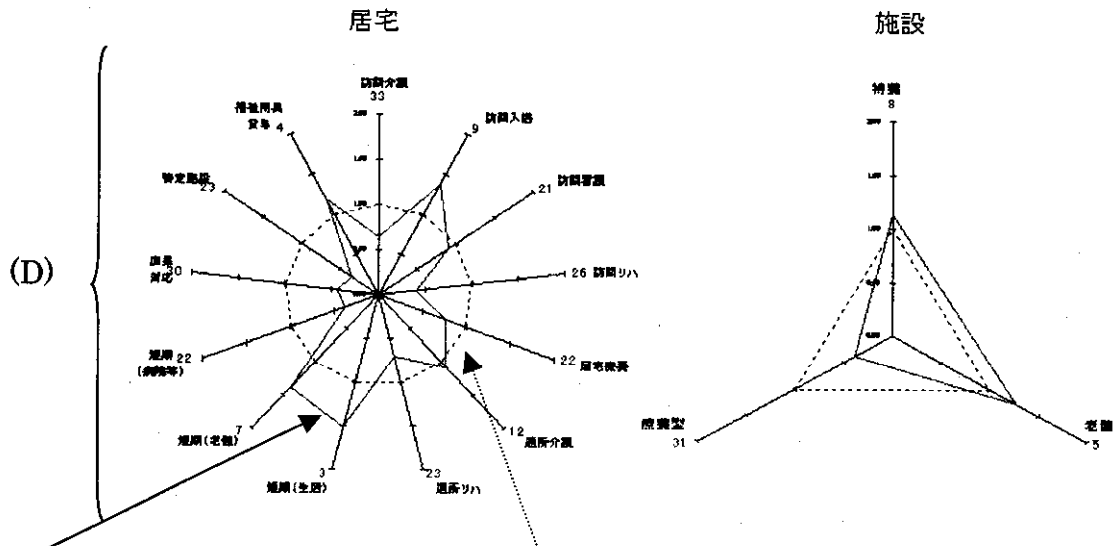
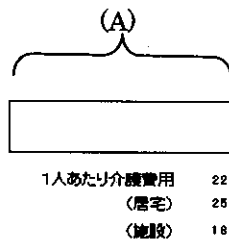
①老人医療費に関するデータをお示ししていないこと、②それぞれお示ししている順位が政令指定都市（13市）・中核市（35市）中の順位であること以外は、都道府県のデータの見方と同じである。

算出方法は下記のとおりである。

### 指数の算定式（基礎数値は、介護保険事業状況報告（H15.6）より）

$$1人あたり介護費用 = \frac{(\text{各都道府県}) \text{ 介護費用総額} / (\text{各都道府県}) \text{ 第1号被保険者数}}{(\text{全国}) \text{ 介護費用総額} / (\text{全国}) \text{ 第1号被保険者数}}$$

$$\text{レーダー} = \frac{(\text{各政令指定都市 (中核市)}) \text{ 当該介護サービス費用額} / (\text{各政令指定都市 (中核市)}) \text{ 第1号被保険者数}}{(\text{全政令指定都市 (中核市)}) \text{ 当該介護サービス費用額} / (\text{全政令指定都市 (中核市)}) \text{ 第1号被保険者数}}$$



実線が当該政令指定都市（中核市）の指数、点線が全政令指定都市（中核市）平均の指数（=1.00）である。

※以上により、作成される図表であるため、実線で囲まれた面積自体が費用総額を直接に示すものではない。